

栃ト協発第102号
令和3年10月28日

会員各位

一般社団法人栃木県トラック協会
会長 石塚 安民
(公印省略)

第61回「正しい運転・明るい輸送運動」の実施について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、例年実施しております標記運動につきまして、本年も（公社）全日本トラック協会とともに実施することとなりました。

つきましては、（公社）全日本トラック協会が策定した実施計画に基づき、下記のとおり本運動を積極的に実施していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 目的

この運動は、交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、年末年始の輸送繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供することを目的とする。

2. 運動期間

令和3年11月16日（火）から令和4年1月10日（月）

3. 実施事項

- | | |
|--------------------------|-----------------------------|
| (1) 飲酒運転の根絶 | (9) 車両の安全性確保の徹底 |
| (2) 追突事故及び交差点における事故防止の徹底 | (10) 降積雪期における輸送の安全確保の徹底 |
| (3) 過労運転防止の徹底 | (11) 正しい積付け・固縛方法の徹底 |
| (4) 確実な点呼の実施 | (12) エコドライブ及びアイドリング・ストップの徹底 |
| (5) 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底 | (13) 運輸安全マネジメントの徹底 |
| (6) 健康診断の受診の徹底 | (14) 安全意識の高揚 |
| (7) 荷役作業時の安全確保の徹底 | (15) 輸送品質・サービスの向上 |
| (8) 高速道路における事故防止の徹底 | |

4. その他

上記3実施事項の詳細等、全日本トラック協会が策定した「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画については栃木県トラック協会のホームページに掲載しております。インターネットをご利用になれない場合は、下記問い合わせ先（適正化事業部）へご連絡ください。

以上

【問い合わせ】（一社）栃木県トラック協会 適正化事業部

TEL 028-684-5882
FAX 028-684-5889

令和3年9月6日
公益社団法人全日本トラック協会

第61回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画

1. 目的

この運動は、交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、年末年始の輸送繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供することを目的とする。

2. 運動期間

令和3年11月16日（火）から令和4年1月10日（月）まで

3. 主催

全日本 トラック 協会（以下「全ト協」という。）並びに各都道府県 トラック 協会

4. 後援

国土交通省、警察庁

5. 実施事項

経営トップ、管理者及び従業員が一体となって、下記の項目を中心とした取り組みを行うものとする。

（1）飲酒運転の根絶

経営者は、第117回交通対策委員会（令和3年9月6日開催）の決議を踏まえ、以下に掲げる取り組みを通じ、トラック運送業界から飲酒運転を根絶させる。

- ①各事業所においては、乗務前後の対面点呼時はもとより、対面でなく電話その他の方法で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が確実に行える点呼実施体制が確立できているか再確認し、必要に応じた見直しを行う。
- ②各事業所においては、交通安全運動等の機会をとらえ、事業用 トラック が関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、運転者に対する飲酒運転根絶意識の徹底を図る。

（2）追突事故及び交差点における事故防止の徹底

運行管理者は、全ト協制作の『 トラック 追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～』及び『 トラック 交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～』※を活用した運転者への指導・教育を実施し、追突事故及び交差点における事故防止の徹底に努める。

※全ト協ホームページ URL

　　 トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～

http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/tsuitotsu_boushi/tsuitotsu_jikoboushi2016.html

　　 トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～

<http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/kousaten-jikobousi.html>

(3) 過労運転防止の徹底

　　運行管理者は、繁忙期においても無理な運行計画とならないよう、運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画及び乗務割の作成を行い、点呼時における運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、過労運転防止に努める。

(4) 確実な点呼の実施

　　経営者は、従業員の健康管理を徹底させ、また、運行管理者は点呼を確実に実施し、運転者の健康状態、疲労の度合い、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等について確認し、少しでも異常があると認められた場合は乗務させないようにする。

　　また、点呼の際、運行管理者等はアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を確実に行う。

(5) 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底

　　道路交通法の一部改正により罰則強化が行われた運転中のスマートフォン等の画像を注視する行為や、携帯電話を用いて通話する行為は極めて危険な行為であることから、乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図る。

(6) 健康診断の受診の徹底

　　経営者は、健康起因による事故防止を図るため、従業員に健康診断を確実に受診させ、運転に支障を及ぼす影響のある異常があると認められた場合は、改善されるまで乗務させないようにする。

(7) 荷役作業時の安全確保の徹底

　　経営者及び管理者は、荷主等との運送契約時において、荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等について適切な取り決めを行うよう努める。また、取り決めた荷役作業の内容を「安全作業連絡書」等にまとめ、作業者に周知するとともに、墜落等の危険を伴う作業においては必ず保護帽を着用させるなどの必要な安全対策を指示し、労働災害事故の防止を図る。

（参考：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」）

(8) 高速道路における事故防止の徹底

高速道路における事故の多くは、高速道路に入った後1時間以内に比較的多く発生していることを踏まえ、運行管理者は、高速道路に入った後に可能な限り早い段階で運転者に休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止の徹底に努める。

(9) 車両の安全性確保の徹底

経営者及び整備管理者は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」の趣旨を踏まえ、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

(10) 降積雪期における輸送の安全確保の徹底

気象情報や道路における降雪状況等を適時適切に把握するとともに、積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底させる。

また、冬期においては大型車の車輪脱落事故が多発傾向にあることから、国土交通省が策定する大型車の車輪脱落事故防止にかかる「緊急対策」のトラック業界が取り組む実施事項と併せ、全ト協で作成する車輪脱落事故防止の啓発資料活用により、実効性のある再発防止対策を推進する。

(11) 正しい積付け・固縛方法の徹底

荷量が増加する年末の繁忙期において、偏荷重が生じない積付けや、荷にロープまたはシートをかける等の固縛を正しく行い、安全な輸送の確保を徹底させる。

(12) エコドライブ及びアイドリング・ストップの徹底

地球温暖化の発生源である化石燃料の使用量を削減し、CO₂及び排出ガスの低減を図ることは、業界に課せられた命題であることから、エコドライブ及びアイドリング・ストップを徹底させる。

(13) 運輸安全マネジメントの徹底

輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。

(14) 安全意識の高揚

経営者は、社会的責務を自覚し、「安全を最優先する」という経営理念と、「絶対に事故を起こさせない」という信念を持って、各事業所の事故防止対策の徹底を図る。

運転者は、常に適正な速度、車間距離を保つなど、安全走行を徹底する。また、交通法令の遵守はもちろんのこと、プロドライバーとしての使命と自覚を持って、一般ドライバーの模範となるよう、常に「やさしさ」と「思いやりのある運転」を心掛け

る。

(15) 輸送品質・サービスの向上

運転者は、荷扱いに一層の注意を払い、毀損等の貨物事故の未然防止を図る。また、常に笑顔と誠意をもって顧客等に接するとともに、言葉遣いや態度を明快にし、親切、丁寧に対応するよう輸送サービスの向上に努める。

6. 実施要領

前項の「実施事項」を確実かつ効果的に実行するため、それぞれ次の要領により実施する。なお、国土交通省が年末年始に行う安全総点検への協力をを行うものとする。

(1) 全ト協

- ① 広報とらっく、ホームページ、業界紙等を活用し、本運動の趣旨、実施計画等を全事業者に周知する。
- ② 各都道府県 トラック 協会からの推薦に基づき本運動に功績のあった事業所及び従業員を表彰する。

(2) 各都道府県 トラック 協会

- ① 関係委員会または会議等の開催により、本運動の具体的推進要領を決定する。また、飲酒運転根絶に向けた他県の取り組み事例について情報の共有化を図り、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開する。
- ② 協会独自の企画によるポスター、垂れ幕、立看板等の作成、掲出、並びに機関紙(誌)、ホームページ等を活用して本運動の広報を行い、会員事業者に対し周知を図る。
- ③ 事業者、管理者、運転者等に対し、それぞれの研修会、講習会等の実施に努める。
- ④ 荷主等との協議の場をできるだけ設け、本運動に対する荷主への理解と協力を求める。
- ⑤ 適正化実施機関を活用し、本運動を徹底させる。
- ⑥ 本運動に功績のあった事業所及び従業員に対し、全ト協が表彰を行うため、被表彰者を推薦する。(推薦の細部については別途連絡)

(3) 事業所

- ① 自社広報紙等の利用、あるいは配布された、または自社作成のポスター、垂れ幕、立看板、腕章、リボン等により、従業員に対し本運動の実施事項を徹底し、一層の事

故防止と輸送品質の向上を図る。

- ② 安全対策を検討する際は、全ト協が制作した各種マニュアル等の啓発物を積極的に活用する。

<全ト協ホームページ>

URL http://www.jta.or.jp/member/pf_kotsuanzen/kotsuanzen_ichiran.html

- ③ 従業員に対し必要な教育、現場指導を行い、また、トラック協会が行う研修会、講習会等に必要な従業員を積極的に参加させる。

- ④ 安全会議を開催する等、本運動及び関係行政機関の発出する安全に関する通知等の徹底を図る。

以上